

## 二一世紀犯罪学の展望（四）

リストラティブ・ジャスティス

「私たちはどこにいて、どこに向つていこうとしているのか？」

エルマー・G・W・ヴァイテクンプ 著

竹村 典良 訳

皆さんが良く知っているように、最後のスピーカーの仕事は常に最も困難で最も評価されないものである。その理由は、聴衆が会議で報告された全てのペーパーに関する卓越した要約を聞き、知的刺激があり新鮮でわくわくするようなことが述べられるのを期待するからである。遺憾ながら、最後の報告者は、とりわけたとえ彼あるいは彼女が会議のオーガナイザーの一人であるとしても、多くの場合、複数の部屋で行われるすべての報告を聞くことができず、文書も入手できないがために、聴衆の強い期待に添うことができない。リストラティブ・ジャスティス(restorative justice)を擁護する人々は、癒し、修復、許しに従事していると聞いているので、皆さんの忍耐と理解を請いたい。したがって、私の講演において、リストラティブ・ジャスティスはいまだどこにいて、私たちは将来どこに行こうとしているのであろうかについて、いくつかの私的な見解を披露したい。ここでは、リストラティブ・ジャスティスのパラドクス、諸問題、展望、現時点における動向の位置付け、来るべき将来における方向性に焦点が当てられる。

約十年前、私は、一冊の書籍の一つの章として、米国とカナダにおけるリストラティブ・ジャスティスの発展を評価する論稿を著し、刑事司法システムが再びこの独特で革新的ではあるが旧式な紛争処理・解決の形態を葬り去るであろうと結論を下した(Weitekamp, 1991)。私は間違っていたように思われる。わずか一年後、一九九一年にイタリアのイルチョッコ (Il Ciocco) で開催された会議に参加したことを喜んで認める。その会議には世界中から約五〇人の研究者が集まり、初めて世界中の多様な形態の被害者加害者和解スキーム (victim-offender mediation schemes) について議論が交わされた。その何人かが今日ここに集った聴衆の中にいる。それ以来、リストラティブ・ジャスティスをテーマとする多数の会議やワークショップが開催されてきた。これらの会議が重要性を増したことは、第十回国連犯罪防止会議 (Tenth United Nations Congress on Crime Prevention and Treatment of Offenders) の際に開催されたリストラティブ・ジャスティスに関する付随会議が大成功を収めたという事実に見出すことができる。

リストラティブ・ジャスティスの歴史的背景や発展において、賠償 (restitution)、「修復 (reparation)」、補償 (compensation)、「贖罪 (atonement)」、補償 (redress)、「コミュニティ・サービス (community service)」、和解 (mediation)、「保障 (indemnification)」という表現は文献において互換性のあるものとして使われてきたこと、リストラティブ・ジャスティスという表現はかなり新しいものであり、リストラティブ・ジャスティスはそのようなプログラムが存在する国、州、コミュニティによって多様なものを意味するのは興味深いことである。リストラティブ・ジャスティスは、犯罪や違反によって引き起こされた不正な結果を元に戻すあらゆる種類の方法を表わすいわば包括的な表現である。リストラティブ・ジャスティスは、ロード・ウォルグレイヴ (Lode Walgrave, 1998) によれば、「犯罪に対する他と性質が異なる特有な応答であり、犯罪に対する応報的あるいは社会復帰的な応答とは明確に区別されなければならぬ。リストラティブ・ジャスティスは、損失、ダメージの回復、当事者の満足の探求に焦点を合わせ、被害者を手続

全体における中心人物とみなす。

応報的あるいは社会復帰的応答のような犯罪に対する古い概念や応答はもはや適切に機能しなくなっており、刑事司法システムは限界点に達している。現行司法システムの人生を生きがいのあるものとしそれを保証する能力に対する苦情は世界中に広まっている。司法システムの失敗に加え、カリー (David Currie) によれば、西洋の消費社会においては、個人主義的で快楽主義的な価値様式に見られる社会文化的シンδροーム、集団主義的態度の無視、犯罪率増加の責任を負う諸個人の社会的配置の浸食が問題である。文化的構造的個別化は崩壊を導き、主として家族、近隣、コミュニティに悪影響を及ぼす。さらに、社会解体は諸々の社会制度への参加や愛着を減じる。多くの学者、とりわけウォルグレイブとギュダン (Lode Walgrave and Hilde Geudens, 1996) は、このディレンマからの脱出方法を司法への社会復帰的ならびに応報的アプローチの双方に対する一人前の代替策としてのリストラティブ・パラダイムに見出すことができた。リストラティブ・ジャスティスの考え方は、イヌイット族、マオリ族、アメリカ・インディアナ、アフリカ人、オーストラリア原住民によって発展されたような古い概念に基礎づけられ、その多様な形態はアラスカからカリフォルニアを経てニュージーランドとオーストラリアまで、また、アフリカ、アジア、南米、ヨーロッパにおいても、見出すことができる。現在、多数の国家がそのようなプログラムや考えに注目し、実施している。なぜなら、ファッター (Ezzat Fattah, 1997) によれば、複雑性が増大する時代に刑事司法システムが必要とすることは、脱中心化、脱形式化、小型化、再構築、脱専門化、非犯罪化、あるいは、言い換えるならば、リストラティブ・ジャスティスに基づく刑事司法システムであることが理解されたからである。

リストラティブ・ジャスティスの考え方の重要性は、ポリーシング、予防プログラムのような比較的新しい考え方や司法システムのコンテキストの中に組み入れられて来たという事実に見出すことができる。

伝統的なポリシングのスタイルは、社会の平和と秩序を守り、法を執行し、犯人を検挙し、発生した問題に対して短期的な解決方法を与えることであった。そこでは、コミュニティや市民の福祉、警察との共同作業という古い原則や見地が無視された。伝統的なポリシングのスタイルに対する不満はコミュニティに基礎を置く問題志向的なポリシングの発展をもたらした。コミュニティに基礎を置く問題志向的なポリシングの考え方は、先取的で、犯罪的で、被害者を生み出し、生活の質に影響を及ぼし、犯罪に対する恐怖を高め、そして他のコミュニティの問題と関連するような諸問題を解決するための長期的な構想を促進する。コミュニティに基礎を置く問題志向的なポリシングは、犯罪予防のための警察、市民、コミュニティの共同を意味する。これらの構想は、コミュニティにおける生活の質を高めるために、コミュニティの全ての市民を、深刻な犯罪問題、被害者化、薬物マーケット、犯罪の恐怖、地域社会の衰退を減じ統制するための諸活動に掛かり合わせようとする。

これらの新しいポリシングの形態は、リストラティブ・ジャスティスのパラダイムとその考え方に良く調和する。マーシャル (Tony Marshall, 1996) による定義における基本的な要素の一つは、「特定の犯罪に利害関係のあるすべての当事者が、犯罪の余波とその将来的影響の処理に関する問題を集団として解決するために集合することである。」「特定のコミュニティに利害関係」が、「特定の犯罪に利害関係」の代わりに用いられ、市民、潜在的犯罪者と被害者、警察官、および、他の利害関係のある当事者が、コミュニティにおける重要な人物であると考えられるならば、そこにはリストラティブ・ジャスティス・モデルが本当に存在する。ポリシングに対する市民の意見と期待に関して調査したここテュービンゲンにおいて (Weitekamp, Kerner and Meier, 1996)、「私たちは以下のような結論を得た。すなわち、(1)市民たちは近隣に可視性の高い強力な警察力を望み、(2)市民たちは、友人であり、援助者であり、コミュニティ内のあらゆる問題を処理する用意ができていて、すすんでそれを行なう警察官を望んでいる。

これらの期待が最も良く成就するのは、既存問題・コミュニティ志向的ポリシーシングという考え方に、犯罪者、そしてそれ以上に、犯罪被害者を重要な当事者として加えることによつてである。そのような均衡リストラティブ・ジャスティス・モデルを導入することによつて、このアプローチは、犯罪、犯罪の恐怖、犯罪予防、掛かり合ったすべての人々の生活の質の向上のような統合領域におけるあらゆる局面を内包することとなる。

きわめて類似するアプローチが取られるのは、ホーキンスとシアトルの彼の同僚 (David Hawkins and his colleagues, 1993) によつて展開された「ケアするコミュニティ」(communities that care) の予防モデルによつてである。彼らのモデルには以下の三つの条件が必要不可欠である。すなわち、(1) リスクファクターが、とりわけ諸集団のために、子ども、家族、環境のように、合理的な方法で同定されなければならない。(2) その効果が証明されなければならない諸問題が存在する。(3) 協調して行動する関係機関による共同作業における矛盾のない安定した予防政策が必要であり、そこでは協力が必要不可欠である。著者たちは、そのようなコミュニティ、すなわち、ケアを行なうコミュニティを成功裏に創り出すための九つのステップを提示した。

ここにおいてもまた、「ケアを行なうコミュニティ」プログラムの条件とステップは、すべての関係当事者が協力し、状態を癒し、犯罪の恐怖を減じ、市民の被害化を回避することによつて、コミュニティにおける生活の質を向上しようとする点で、リストラティブ・ジャスティス・パラダイムと多くの共通点がある。

既存の司法システムのコンテクストの内部におけるリストラティブ・ジャスティスの新たな展開を見るならば、それらは実際に、アポリジニ、マオリ、イヌイット、北米のアメリカインディアン、アフリカの諸部族のような原住民によつて用いられた家族集団会議 (family group conferences)、家族会議 (family conferences)、平和サークル (peace circles)、コミュニティ・サークル (community circles)、サークル審問 (circle hearings) のように、指

導者のいない社会 (acephalous societies) や人間の他の形態において用いられたような遙か過去の古い形態のリストタイプ・ジャステイスに似ている。クラークセン (Classen, 1996) によれば、この新しい考え方とモデルは、犯罪を人間関係に対する攻撃とみなし、犯罪は悪であり、ひとたび発生するならば、コミュニティ、被害者の家族、犯罪者をさらに疎外し、損害、無礼、無力、不安感を導く虞があると考える。リストタイプ・ジャステイス・アプローチにより見込まれるのは、不正義を認識することであり、何らかの形態を通じて公平と正義が回復され、このプロセスに参加した者たちが、より安全で、尊敬され、権能を与えられたと思うようになることである。新しいミレニアム (千年紀) の初めに、数千年前に私たちの祖先が行っていた紛争解決の方法と形態に回帰しなければならないのは、ある種の皮肉である。しかしながら、これらの例は、ポリシング、犯罪予防、コミュニティの構築、司法それ自体の領域におけるリストタイプ・ジャステイス・パラダイムは、きわめて躍動的で、リストタイプ・ジャステイスの主唱者が長年にわたって夢見てきたが、リストタイプ・ジャステイス・アプローチが成し遂げられるかどうか懐疑的であった領域を征服するであろうことを明らかに示している。法人犯罪、家庭内暴力やパートナー・バイオレンス、成人ならびに少年、青少年の生徒の諸問題を解決する各事例において、リストタイプ・ジャステイスを耳にすることができた。ピースメイキング・サークル (peacemaking circles)、サークル量刑、コミュニティ量刑、家族集団会議、集団和解のような新しくわくわくするようなリストタイプ・ジャステイスのモデルを知ることができた。メッセージはきわめて明らかである。すなわち、リストタイプ・ジャステイスは発展途上にあるが、現在、それがどこにあり、どこに向かって行こうとしているのかである。

これらの楽観的でわくわくする新しい展開にもかかわらず、これまでのところ、リストタイプ・ジャステイスによって成し遂げられたことはほとんどないことが指摘されなければならない。世界中で発生している犯罪の大部分は

発見されていない。ブレイスウェイト(John Braithwaite, 1999)によれば、大部分の被害者は自分が被害に会っていることに気付かないホワイトカラー犯罪の被害者であり、発生した被害者化の九〇%はリストラティブ・ジャスティスとは掛かり合わないであろう。さらに、ファター(Ezzat Fattah, 1997)は、すべての犯罪が通報されない結果として、高い割合の重大犯罪が刑事司法システムに通報されずに、司法に頼ることなく処理されていることを指摘する。誰もがリストラティブ・ジャスティスについて語っているように見えるが、実際には、そのようなアプローチがあちこちに見出されるだけであり、たとえ刑事司法システムに現れたとしても、大部分の犯罪はいまだ応報的スタイルで処理されていて、社会復帰的・応報的アプローチに対する成熟した代替策としてのリストラティブ・ジャスティス・パラダイムの時代は遙か彼方にある。

たとえ、そのようなシステムに近づくことができたとしても、リストラティブ・ジャスティス・プログラムに参加することを望まない犯罪者と大部分の被害者の権利を守るために、現行の司法システムの一部が必要であるかどうかという重要な問題が残っている。ここでは、リストラティブ・ジャスティスのための手続規定ならびに基準が作り出されることが最も重要であると多数の批評によって指摘されてきた。それは正しく必要であるが、これらの人々がフアター(Ezzat Fattah, 1997)によれば、汚れた仕事をしてきたより処罰的／応報的な刑事司法システムの考え方に基づいて彼らの主張を展開していることは滑稽である。なぜなら、これらのシステムは被害を加えた者を罰することを被害者に約束するが、十件のうち九件は失敗し、刑事事件の一〇%が裁判で争われる被害者化の最大件数であるからである。このコンテキストにおいて、フルスマン(Louk Hulsman, 1986)は、犯罪に関わる出来事に直接掛かり合う人々と他の不快な出来事に掛かり合う人々の間には何等本質的な差異はないと指摘する。それらの不快な出来事の大部分は、家族、労働組合、近隣の人々のようなそれらが生じた社会的コンテキストの中で解決されるのに対して、こ

のような解決方法は犯罪に関わる出来事に関しては採られない。犯罪に関わる出来事においては、クリスティー(Christie, 1978)によれば、刑事司法システムは紛争をそれに掛かり合う人々から奪い去り、社会的コンテキストや環境の外部で処理する。

私たちは、リストラティブ・ジャスティス・アプローチが機能せず、市民、コミュニティ、社会を守るために監禁しなければならぬ犯罪者も直視しなければならぬであろう。しかしながら、国家とその諸制度は、これらの場合にも、できるだけリストラティブ・ジャスティス・アプローチを適用し、反作用をリストラティブ・ジャスティスの考え方に基づかせるべきである。リストラティブ・ジャスティス・アプローチをあらゆるレベルで適用することができることを示す好例は、ピーターズ(Tony Peters)によれば、極めて重大な場合に加害者と被害者の間で癒しのプロセスが開始される方法が刑務所システムに常に存在するベルギーの経験である。リストラティブ・ジャスティス・アプローチが重大な殺人の場合にも適用することができることをアンブレイト(Mark Umbreit)の研究が証明している。

しかしながら、リストラティブ・ジャスティス・モデルが、理論上、将来有望に思われ、被害者、加害者、そのようなプログラムに掛かり合った他の全てのの人々にかんがりの満足をもたらすとしても、これらのプログラムは以下に示す一つないしそれ以上の短所を持っていると評価されている。すなわち、

1 リストラティブ・ジャスティス・モデルやプログラムを導入し強化する大量の立法措置が取られているにもかかわらず、それらの適用はきわめて組織的でなく、おそらくニュージールランドとオーストラリアを除いて、いかなる司法システムにおいても主要な役割を得るには至っていない。

2 リストラティブ・ジャスティスは、しばしば、拘禁の代替策として作用せずに、より強力で広範で多様な社会



統制のネットを導く。

3 リストラティブ・ジャスティスは、しばしば、少数のマイノリティーと不釣り合いに多数の少年、初犯者、財産犯だけに適用される。

4 競合エージェンシーは、任務が明らかでなく、リストラティブ・ジャスティスに多様な利害関係を持ち、しばしばリストラティブ・ジャスティスと競い合いあるいは矛盾し、リストラティブ・ジャスティスを奨励するよりもその動きを阻害する。

5 不十分な計画、組織的でない適用、そしてより重要なこととして、リストラティブ・ジャスティス・プログラム

の近視眼的評価はより重要な問題であり、既存のプログラムによって成し遂げられる些細な結果を招く。これらの短所に加え、リストラティブ・ジャスティスの領域には多数のパラドクスも見出される。たとえば、ドイツは被害者加害者和解 (victim-offender mediation) という用語を使わない世界中で唯一の国家である。英語で書かれたテキストを見れば、常に、ドイツには被害者加害者和解プログラムがあるという説明に出くわす。しかしながら、法律、文献、実務において用いられているドイツ語は、正確に英語に翻訳するならば、「加害者被害者和解」(offender-victim mediation) である。「加害者被害者和解」(Täter-Opfer Ausgleich) である。なぜこのようなことが起るのであろうか。多分、ドイツ語を話すいまひとつの国であるオーストリアを見るならば、状況が明らかになるであろう。オーストリアでは、法廷外和解 (out of court settlement (mediation)) と翻訳される法廷外和解 (Aussergerichtlicher Tausgleich) という用語が用いられる。オーストリア人が比較的中立的な用語を用いるのに対して、他の全ての国々では、それぞれの和解の組織において、リストラティブ・ジャスティスのプロセスや被害者加害者和解の組織で被害者に優先順位が置かれる。これは正しく思われ、リストラティブ・ジャスティスの考え方によって支えられて

いる。

他方、全過程の焦点あるいは中心人物が犯罪者であるならば、論理的にはこの過程は加害者被害者和解と呼ぶべきであり、それは明らかに加害者が被害者に優先することを意味する。私たちの考えでは当然のことであるが、この問題を真摯に捉えるならば、ドイツのリストラティブ・ジャスティスに対するアプローチは問題にされなければならぬ。なぜなら、その用語法はリストラティブ・ジャスティスと被害者加害者和解の基本的な考え方の起源が理解されていないことを意味するからである。

このコンテキストにおける第二のパラドクスはスペインとフランスに見出すことができる。トゥリイロ (Jesus Trujillo, 2000) が指摘するように、フランスとスペインでは刑事和解 (penal mediation) という用語が用いられる。刑事和解は、被害者、加害者、調停人が検察官の統制の下で活動する一つのプロセスとしてフランスに導入された。しかしながら、これはパラドクスを構成する。なぜなら、刑罰を支持する刑事という表現と修復を支持する和解という表現をまとめることは相互に矛盾するからである。注意深くあるべきで、異なる概念をこちゃまぜにしてはならない。

一般に、ローカルな構造が、リストラティブ・ジャスティスの組織が存在するかどうか、存在するとしたら、どのような方法でそれらが適用されているのか、どのくらいの規模で事件が処理されているのか、を決定する。これを例証するために、ドイツのある州における以下の出来事について検討しよう。その州の司法省は、被害者加害者和解プログラムを推進し拡張することを欲して、成人のための新しい被害者加害者計画を開始するために一五の都市に数万ドイツマルクを投じた。それらの都市の一つでは、州の司法大臣ならびに検察長官本人が新しく開設された和解サービスのオープニングを訪れ、そのようなサービスを確立することがいかに重要であるか、また、被害者加害者和解が犯罪によって生じた紛争を解決するためにどれほど役に立つ手段であるかを指摘した。州の最高レベルの高官によつ

てそのように宣伝され支持されたところから、このプログラムは直ちに隆盛し、刑事司法システムのローカルな基盤において主要な役割を果たすことが期待されたが、事実は少しもそうはならなかった。罪刑法定原則にしたがって、ドイツにおける大部分の事件は検察庁による和解に、残りの少数は裁判官による和解に付託される。上述の都市の地方検察庁は被害者加害者和解に著しく反対し、裁判官もそれほど好意的でなく、彼らは新しく設立された被害者加害者和解オフィスをポイコットした。これによつて、二人の常勤の和解仲介者と一人の事務官が一年以上も検察官や裁判官から一件の事案も付託されることなくただ座っていたという事実が生じた。

世界におけるリストラティブ・ジャスティスと被害者加害者和解の展開を評価することによつて発見することができ、いま一つのパラドクスは、強力な被害者支援システムが存在する国々では、リストラティブ・ジャスティスおよび被害者加害者和解プログラムは組織的に展開されず、著しい地域差があり、ほとんど重要性を持たないのに対して、貧弱な被害者支援システムしかない、あるいは、まったく存在しない国々は、リストラティブ・ジャスティスの活動にとつてより実りの多い地盤であるように思われる。

私たちの考えでは、一方において、よく発達した効果的な被害者支援が整いながら、リストラティブ・ジャスティスの動きが劣る国々があり、他方において、被害者支援が乏しいあるいは効果的ではないが、リストラティブ・ジャスティスの動きが活発で強力な国々があることはパラドクスであるが、それでもそれには何らかの意味がある。私たちは、前世紀にリストラティブ・ジャスティスが再発見された諸要因の一つが、犯罪被害者が既存の刑事司法プログラムや手続から無視され等閑に付され、司法手続における偉大な敗者であったことを指摘した(Weitekamp, 1999b)。被害者加害者和解や他の形態のリストラティブ・ジャスティスが再発見される前、フライ(Margery Fry, 1951)は私たちの祖先が諸問題を解決するためにリストラティブ・ジャスティス・アプローチを広範に用いることに関してよ

り賢明でなかったかどうか尋ねた。フライは賠償とリストラティブ・ジャスティスの仕組み、国家によって運営される補償の機構について論じている (Weitekamp, 1989, 1999a)。彼女は、明らかに、被害者補償が労働者補償プログラムに類似する啓発された社会政策の統合部分として考えられなければならないと考えた。彼女の提案は、リストラティブ・ジャスティスの方策が裁判所によって科される可能性や被害者による民事訴訟を排除することはなかった。しかしながら、彼女はリストラティブ・ジャスティスがすべての被害者に平等に行き渡ることができないことを理解し、可能な場合にはいつもリストラティブ・ジャスティスと、必要な場合にはいつも国家補償と結合したアプローチを提案した (Geis, 1977)。彼女の尽力により、ニュージーランドとイギリスに国家による被害者補償プログラムが創設され、他の多数の国々のモデルとなった。

フライは、私たちの考えでは、彼女のモデルがすべての犯罪被害者を取り込んでいるところから、被害者支援とリストラティブ・ジャスティスの理想的な結合を表象している。理想的に言うならば、被害者が最も重要で中心的な人物であり、加害者が悪い結果を元に戻す責任を負わなければならないリストラティブ・ジャスティスの方策は、加害者が参加できる場合に行われ、加害者が参加できない場合には社会全体が被害者を補償する。後者は最も強力なリストラティブ・ジャスティスの主張者でさえ見過ごす問題である。フライの後に発現した被害者支援とリストラティブ・ジャスティスのパラドクスは、この二つの運動のほとんど理想的な結合を必要としたことは興味深い。国家補償プログラムは和解やリストラティブ・ジャスティス計画よりも早く発展したが、被害者支援が他の国々では決して発展しなかったのに対して、なぜイギリスやオランダのような国々で傑出した地位が得られたのが問われなければならない。おそらく、オーストラリアのヴィクトリア州には、最善ではないかもしれないが、一つの被害者支援システムが存在するが、ニュージーランドとならんでオーストラリアが有名であるリストラティブ・ジャスティスの一形態であ

る家族集団会議 (family group conferencing) はヴィクトリア州ではほとんど適用されない。

この被害者支援とリストラティブ・ジャスティスの間のギャップはある意味ではジレンマと良い出口を構成する。万一、両運動が力を合わせることでできるならば、被害者の質を高める最善の方法となるであろう。ヴァンフレッチェン (Inge Vanfraechem) は、両運動はともに利益が得られるがために力を合わせることででき、また、合わせるべきであることを指摘した最初の人々の一人である (2000)。被害者支援は時には司法手続を通過するのを好まない被害者を迎え入れるが、彼らは容易に、必ずしも完全に司法システムの外部で事件を処理するのではないが、間違いなく司法システムを代表することもないリストラティブ・ジャスティス・プログラムに付託される。他方、被害者支援も、和解仲介者や会議の促進者が提供できないサービスを提供できるがために、リストラティブ・ジャスティスの運動に多くのことを提供する。起る虞のある最悪のシナリオは、これらの二つの運動が互いに競争し始め、どちらがより重要であるか競う権力闘争が起ることである。この闘争の敗者は明らかに犯罪被害者になるであろう。

リストラティブ・ジャスティス運動は現時点において近年で最も強力で、これまでに多くのことを成し遂げてきたが、以下の領域においてさらに重要な進歩が達成できるであろうことを指摘したい。すなわち、

1 被害者加害者和解やリストラティブ・ジャスティス計画が伝統的な司法手続よりも実際に良く機能しているかどうかを測定するために、ありのままのあるいは正確な実験が緊急に必要である。事件がランダムに家族集団会議か裁判所に割り振られるオーストラリアのキャンベラにおける RISE プログラムはそのような調査を試みる役割モデルとして用いることができるであろうが、これらはまた実施するのが困難あるいは不可能であろう。

2 人々が被害者加害者和解プログラムやリストラティブ・ジャスティス計画に参加した場合、再犯率は悪くないあるいは良くさえあるということが暗示されているが、この重要な局面についてより良く知るために、優れた研

究が必要である。この問題に関する調査は、通常、サンプルが少なすぎ、再犯の調査期間が短すぎる。このことは、通常、小規模で多数を取り扱わないプログラムの実験的性格、および、より興味深いプログラムが短期間しか存在しない事実に基づいて現れている。

3 被害者加害者和解プログラムやリストタイプ・ジャスティス計画に掛かり合った被害者、加害者、他の人々の満足度に関してほとんど知られていない。これに関する知見は、ほとんど排他的にオーストラリア、ニュージーランド、北米から得られるだけである。そのような研究はヨーロッパにはほとんど存在せず、たとえばドイツでそのような研究を見つけ出すとする努力は徒労に終わる。質的でありかつ量的であるべきこれらの研究が存在しなければ、どのようにプログラムの質を高めるかを決定できず、プログラムを適用する際に何らかの致命的な誤りをおかす虞がある。

4 和解やリストタイプの実践がそのような手続に掛かり合いあるいはそれから排除された被害者、加害者、他の全ての人々に及ぼす長期的影響に関してほとんど何もわかっていない。これらの影響についてより多くのこと、そしてそれらが何であるかを発見するためには長期的研究が必要不可欠である。

5 各国は、被害者加害者和解プログラムやリストタイプ・ジャスティス計画に関して、それぞれの国家で何が進行しつつあるかを監視するために、国の機関を設けるべきである。もちろん、そうすることは極めて困難である。なぜなら、多くの場合、調査から利益が得られるというよりも、より多くの仕事によって負担が増すと考える実務家の協力が頼らなければならないからである。何が進行しつつあるのか、前進しつつあるかどうか、リストタイプ・ジャスティスがそれほど重要でない役割しか果たさないのかを明らかにしたいのであれば、そのようなデータベースの構築は極めて重要となり得るであろう。

6 被害者加害者和解プログラムとリストラティブ・ジャスティス計画の実践的な展開がどのようであるかに関して、さらなる調査が実施されなければならない。たとえば、そのようなプログラムを提供する組織あるいは機関がより専門的になり、革新的な方法を用いているかどうか、どのように和解仲介者、会議促進者が訓練されているか、どのような種類の事件が扱われているのかを知ることが重要である。進歩か衰退かはそのような研究によって決まるであろう。

7 リストラティブ・ジャスティス・プログラムやこれらの問題を扱う法律を質的に管理する何らかの方法が考案され、一定期間が経過した後で、それらが機能しているかどうか、継続されるべきかどうか、そうであるならば、改良することができるかどうか、あるいは、終わるべきかどうかを検討すべきである。私たちは、人生のあらゆる種類の局面において、道徳的規範や事物の機能状況を常に管理しているが、これまでのところ、この問題に関しては極めて貧弱な仕事しかしていないように思われる。被害者加害者和解およびリストラティブ・ジャスティスに関する法律、規則、規制、プログラムは、けっしてそのような質的管理を免れることがあつてはならない。ところで、リストラティブ・ジャスティスの運動はここからどこに向かつていくのであるか。これまで可能性、問題、パラドクス、そして、リストラティブ・ジャスティスを増進させる方法に注意を集中して来たが、これからの運動の将来的見込みを見てみよう。リストラティブ・ジャスティスの発展は、そのような計画が再発見され最初に適用されてから約二〇年を経て、変革とこれまでの存在を超えた拡大に向けて機が熟したと思われる。今日、より進んだリストラティブ・ジャスティス・アプローチやプログラムがヨーロッパの外部に見出され、それらから得られるものは豊富にある。そのような進んだ計画は、カナダとアラスカにおけるサークル量刑(circle sentencing)、やコミュニティ・サークル (community circles)、米国におけるピース・サークル (peace circles)、カナダと南アフリカに

おけるヒーリング・サークル (healing circles)、オーストラリアととりわけニュージーランドにおける家族集団会議 (family group conferences) に見出すことができる。現在、ヨーロッパにおける家族集団会議の初めての試験的プロジェクトがイギリスのテムズヴァレーに、いくつかがスコットランドに、創出計画がベルギーに、それぞれ見出すことができるが、これらの新しい形態のリストラティブ・ジャスティスは、他の国々ではしばしばまったくあるいは良く知られてはいない。

家族集団会議のニュージーランド・モデルの基本的な考え方とそれを応用した実践は、世界の他の地域、ここでは、とりわけしばしば都市の隔離された地域で生活し、しばしば周縁化される移民集団を抱える先進国や移行期にある国々において、より複雑な事件を取り扱うためのモデルと見ることができ。家族集団会議は、ジャスティスを促進し、被害者の役割を増進し、平和的な解決を導くためには、被害者加害者和解よりも将来有望でより適切な方法であると思われる。なぜなら、それは移民の文化的背景や価値観をより良く考慮し、家族や一族の伝統により焦点を当てるからである。

一九八九年にニュージーランドに導入された家族集団会議は、解答であり、以下の要因を必然的に伴い、伝統的な司法手続と比べ優れていて、被害者加害者和解のいさか制限されたアプローチを拡張する。家族集団会議の中心的な考えは、子どもや家族には自身に影響が及ぶ決定に参加する基本的権利と責任があるということである。基本的な仮定の一つは、家族が「病理的で」「機能障害に陥り」「欠陥がある」とするより伝統的な考え方をせずに、家族は決定する能力があると考えることである。原住民の価値観を肯定し、これらの価値観を決定のコンテキストに反映させられることは極めて重要である。家族集団会議は、修復的で、応報的アプローチではなく、加害者、被害者、それらの家族、コミュニティの間の広範な関係に関わる。このコンテキストにおいて、犯罪は単なる法の違反を超えるも



のと考えられ、このアプローチの要点は、被害者やコミュニティが被った損害や傷害に焦点を当て、それらが起った社会的コンテクストに平和を回復することである。家族集団会議は多くの国においてほとんど知られていないが、安全な社会を築くために多大な貢献をし、より良い移民の統合をもたらすことができるであろう。

つぎに、青年の状況と青年による暴力の展開について見よう。プファイファー (Pfeiffer, 1998) は、一九八〇年代半ば以降、ヨーロッパでは青年による暴力が増加していることを発見した。この暴力の増加は確かに存在するが、何故その社会的特徴であるかは集団的特性に基づいていること、および、どのようにヨーロッパのギャング組織が発展しつつあるのか、が問われなければならない。このコンテクストにおいて、ジェームズ (James, 1995) は、経済的合理主義に向かう近年の展開の遺産の一つが「勝者／敗者文化」(winner-loser culture) の創出であると主張する。それは、現在の財政的公共政策的情勢における経済的勝者と経済ピラミッドの底辺で立ち往生している敗者の間に深遠な不均衡を生み出す。

ポークとヴァイテクンプ (Ken Polk and Elmer Weitekamp, 1999) は、このコンテクストにおいて、放埒な少年や青年集団について語っている。「勝者／敗者」文化が出現した最も重要な要因は、社会構造の中で社会的に低位置に置かれている人々の生活環境がどのように変化したかである。「敗者」である少年・少女はおそろしい発育上のわなに捉えられる。歴史的には、階級構造の位置とは無関係に、ほとんど全ての若者が、仕事と家庭の役割の何らかの組合わせによって、幼年時代から学生時代を経て青年時代に移行するプロセスに期待することができた。確かに、軌跡は階級レベルによって著しく異なり、低い階級の人々は、就職する前に大学や専門学校に通学する高い地位にある学生よりもはるかに早い時期に学校を出て行く。全時間労働は一世代の間ほとんど消滅し、新しいミレニアムの始まりとともに、十代の若者たちが全時間労働を得ることができなくなるであろうと推定されている。ウィルソン (William

Julius Wilson, 1996) は、このコンテキストにおいて、とりわけ新興都市地域で消滅した仕事について語っている。これらの若者たちは、継続を拒絶するか思いとどまらせる選別基準によって能力別学級から追い出され、退学し、生きていくための仕事も経済的支援もない世界に入る。要するに、彼らは見捨てられている。

見捨てられた若者たちは、その境遇によって多くのストレスの下に置かれ、暴力が進んで用いられる傾向が強まる。成人期に導く伝統的な道筋の外にある不明確な領域においてわなにはまることは、男性としての彼らのアイデンティティを支える伝統的な構造が最早存在しないことを意味する。解決がうるさく求められるあいまいな経済的・社会的地位が存在する。見捨てられた若者は、他の男性との争いに捕われ、「これが男性としての私である」とする自己概念を主張する方法として他の自己定義の広範なネットワークに戻ることができない。暴力は低コストの代替策であり、ギャングを創り出すことは大きな魅力となり得る。ギャングとその内部における地位は、ゲームのルールを変え、敗者を勝者にする。

現在、世界中に、いつそう多くの「勝者／敗者文化」を創り出すために最善が尽くされている多くの兆候が見出される。この文化はギャングの形成のための肥沃な土壌を提供し、男らしさを表現する手段として暴力が用いられる。たとえば、ドイツでは、「新しい」社会から見捨てられたと感じている集団の一つであるドイツ系ロシア人の集団がいる。これらの移民たちはドイツに着て直後にドイツの公民権を得ている。しかしながら、彼らは前ソ連ではマイノリティー集団として扱われ、ドイツ・ファシストという烙印が押されたがために、文化的に二重の敗者を語る。新しい社会に到着して間もなく、彼らは再びマイノリティー集団としての地位を経験し、ドイツの公民権を持っているにもかかわらずロシア人という烙印が押される。マイノリティー集団に属することに加え、彼らは言葉の問題、学業や仕事での困難を抱えている。彼らが前ソ連において身に付けた学業や仕事上の技能は価値が無く、身を立てるための法

的機会が閉ざされ、よって、周縁化され、社会的排除を導く。言葉の問題と文化的差異は孤立を導き、「ロシア人」は他の「ロシア人」だけを扱うようになる。集団、徒党、一族は快適さを感じる社会環境を思い描き、ドイツ文化・環境は危険な世界となり、ギャングの形成を導く。ギャングは彼らがアイデンティティーを持つことができる帰属感を与える。「敵国」あるいは「敵社会」における集団活動と拠り所としての集団に対する信頼は、ドイツ系ロシア人が前ソ連で学び、慣れ、そして生き延びるために必要であった行動である。今再び、彼らはドイツ国家と文化が「敵」であり、マイノリティー集団に頼らなければならないことを経験している。新しい社会で成功する法的な手段が閉ざされていることは、もちろん、ギャングの形成と犯罪行為を導く。彼らの孤立と相伴って、彼らが国家やその代表を敵として扱うという事実が存在する。全ての公の制度、とりわけ、警察、裁判、刑事司法システムに対する著しい不信が存在する。彼らはドイツの警察官を「いくじなし」と考える。なぜなら、ドイツの警察官は「どのように手助けできるか」と尋ね、前ソ連で経験したように人々をひどい目にあわせることをしないからである。裁判所によって科される刑も寛大すぎると考えられ、時々、刑期は休暇と考えられる。類似の周縁化され社会的に排除された集団はほとんどの国でも見られ、流動性の増加はそのような問題をさらに生み出す。

このコンテクストにおいて、伝統的な形態の裁判や司法によつてはこれらの人々に到達することはできず、集団和解、ピース・サークル、サークル量刑、コミュニティ量刑、ヒーリング・サークル、家族集団会議のような新しい形態のリストラティブ・ジャスティスが正しい解答を与えるであろうことは極めて明らかである。新しい形態のリストラティブ・ジャスティスが伝統的なシステムよりも良く機能するであろうと誰もが論じる理由は、一族あるいは集団の伝統や価値観が考慮され、家族、一族の構成員、コミュニティをプロセスに参加させるからである。若者、とりわけ、移民とマイノリティー集団の奔放さと現在よりもより良く闘おうとするならば、そして、司法をより良くし

ようとするならば、新しい形態のリストラティブ・ジャスティスへの依存度を高め、応報的司法を止めなければならぬ。これを成し遂げるために、あらゆる形態の和解やリストラティブ・ジャスティスに関する実験をより多く行い、既存の問題を乗り越え、既存のパラドクスを解決しなければならぬ。リストラティブ・ジャスティスの動きに対する私の関心と問題にもかかわらず、世界中における理論ならびに実践における発展のスピードは、伝統的な刑事司法や処罰パラダイムに対する著しい幻滅を表している。リストラティブ・ジャスティスの動きの中で今日まで最も大きな成功の一つは、国連会議のコミッションが刑事問題におけるリストラティブ・ジャスティス・プログラムの使用に関する基本原則(Basic Principles on the Use of Restorative Justice Programs in Criminal Matters)草案を採択したことである。この会議において、リストラティブ・ジャスティスの領域における最新の発展に関するわくわくするニュースが聞かれた。それらすべてに共通することは、いかなる社会的介入も、加害者によつて為された害悪が取り除かれ、ヒーリングのプロセスが開始され、コミュニティや社会の人々の間に平和が回復されなければならないということである。

私たちはどこにいて、どこに向かっているのか。雨乞いの儀式の後にはいつも雨が降るとは限らないが、ハーシュ(Andrew von Hirsch)に反して、雨乞いの儀式の後に時々雨が降る。リストラティブ・ジャスティスに関して一生懸命働き、それをさらに前進させるならば、雨乞いの儀式の後により多く雨が降るようになるであろう。

#### References:

- Bazemore, G., and Walgrave, L., *Restorative Juvenile Justice: Repairing the Harm of Youth Crime*, Monsey: Criminal Justice Press, 1999.

Braitwaite, J., "Restorative Justice: Assessing Optimistic and Pessimistic Accounts," in M. Tonry(ed.), *Crime and Justice: A Review of Research*, Vol.25. Chicago: Chicago University Press, 1999.

Brienen, M.E.I., and E.H. Hoegen, *Victims of Crime in 22 European Criminal Justice Systems*, Nijmegen: Wolf Legal Productions, 2000.

Christie, N., "Conflicts as Property," *British Journal of Criminology*, Vol. 17, 1978, pp.1-15.

Fattah, E., "Restorative Justice for Juveniles: Potentialities, Risks, and Problems for Research," Speech delivered at the First International Conference on Restorative Justice for Juveniles, Leuven, BEL, 1997.

Fry, M., *Arms of the Law*, London: Victor Gollancz, 1951.

Geis, G., "Restitution by Criminal Offenders: A Summary and Overview," in J. Hudson and B. Galaway (eds.), *Restitution in Criminal Justice*, Lexington: DC Health Company, 1977, pp.147-164.

Hawkins, D., *Communities That Care: Risk and Protective Factor-Focused Prevention Using the Social Development Strategy*, Seattle: Development Research and Programs, Inc., 1993.

Hulsman, L.H.C., "Critical criminology and the concept of crime," *Contemporary Crises*, Vol.10 No.1, 1986, pp.63-80.

James, O., *Juvenile Violence in a Winner-Loser-Culture: Socio-Economic and Familial Origins of the Rise of Violence Against the Person*, London: Free Association Books, 1995.

Marshall, T., "The Evolution of Restorative Justice in Britain," *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol.4, 1996, pp.21-43.

Pfeffer, C., "Juvenile Crime and Violence in Europe," in Michael Tonry (ed.), *Crime and Justice: A Review of Research*, Chicago: University of Chicago Press, 1998, pp.255-328.

Polk, K., and E.G.M. Weitekamp, *Emerging Patterns of Youth Violence*, Paper presented at the American Society

of Criminology Meeting, Toronto 1999.

Reeves, H., *New Developments of Victim Support in Great Britain*, Paper presented at the XV. International Course on Victimology, Victim Assistance and Criminal Justice, Dubrovnik: Croatia 2000.

Reich, K., E.G.M. Weitkamp, H.-J. Kerner, *Jugendliche Aussiedler. Probleme und Chancen im Integrationsprozess*. in *Bewährungshilfe*, Bd.46, No.4, 1999, pp.335-359.

Stoll, F., *Von Russland nach Wittenberg: Eine Studie zur Integration jugentlicher Spätaussiedler*. Unpublished Master Thesis. Faculty of Social and Behavioral Sciences, University of Tübingen, 1999.

The European Forum of Victim-Offender Mediation and Restorative Justice (ed.), *Victim-Offender Mediation in Europe: Making Restorative Justice Work*, Leuven: University of Leuven Press, 2000.

Trujillo, J., *Mediation: Would It Work In Spain Too?* Unpublished Master Thesis, Faculty of Law, University of Leuven, 2000.

Umbreit, M., "Avoiding the Marginalization and 'McDonaldization' of Victim-Offender Mediation: A Case Study in Moving Towards the Mainstream," in G. Bazemore and L. Walgrave (eds.), *Restorative Juvenile Justice: Repairing the Harm of Youth Crime*, Morsey, NY, Criminal Justice Press, 1999, 213-234.

Vantrechem, I., *Victim's Role in Restorative Justice: Is it Worth While for Them?* Unpublished Master Thesis. Faculty of Law, University of Leuven, 2000.

Van Ness, D., and Heetderks Strong, K., *Restoring Justice*. Cincinnati, Anderson Publishing Co., 1997.

Walgrave, L., *Restorative Justice for Juveniles: Potentials, Risks and Problems*. Leuven, University of Leuven Press, 1998.

Walgrave, L., "Restorative Justice for Juveniles: Just a Technique or a Fully Fledged Alternative?" in *The Howard Journal*, 34 (3), 1995, pp.228-249.

- Walgrave, L., "Beyond Rehabilitation. in Search of a Constructive Alternative in the Judicial Response to Juvenile Crime." in *European Journal on Criminal Policy and Research*, 2, 1994, pp.129-154.
- Walgrave, L., and Geudens, H., "The Restorative Proportionality of Community Service for Juveniles," in *European Journal of Crime, Criminal Law and Criminal Justice*, 4, 1996, pp.361-380.
- Wandrey, M., and E.G.M. Weitkamp, "Die organisatorische Umsetzung des Täter-Opfer-Ausgleichs in der Bundesrepublik Deutschland - eine vorläufige Einschätzung der Entwicklung im Zeitraum von 1989 bis 1995," in D. Dölling u.a. (eds.), *Täter-Opfer Ausgleich in Deutschland: Bestandsaufnahme und Perspektiven*, Bonn: Forum Verlag Godesberg, 1998, s.121-148.
- Weitekamp, E.G.M., "Research on victim-offender mediation: Findings and needs for the future," in The European Forum for Victim-Offender Mediation and Restorative Justice (ed.), *Victim-Offender Mediation in Europe: Making Restorative Justice Work*, Leuven: University of Leuven Press, 2000, pp.99-121.
- Weitekamp, E.G.M., "The History of Restorative Justice," in G. Bazemore and L. (eds.), *Restorative Juvenile Justice: Repairing the Harm of Youth Crime*, Monsey: Criminal Justice Press, 1999a, pp.75-102.
- Weitekamp, E.G.M., "The Paradigm of Restorative Justice: Potentials, Possibilities, and Pitfalls," in J.J.M. van Dijk, R.G.H. van Kaan and J.-A. Wemmers (eds.), *Caring for Crime Victims: Selected Proceedings of the 9th International Symposium on Victimology*. Monsey: Criminal Justice Press, 1999b, pp.115-126.
- Weitekamp, E.G.M., "Calculating the Damage to be Restored: Lessons from the National Survey of Crime Severity," in E. Fattsh and T. Peters (eds), *Support for Crime Victims in a Comparative Perspective. A Collection of Essays dedicated to the Memory of Professor Frederick McIntock*, 1998, pp.219-228.
- Weitekamp, E.G.M., "From 'Instant' Justice till Restorative Justice: In Search of New Avenues in Judicial Dealing with Crime," in C. Fijnaut, J. Goethals, L. Walgrave (eds.), *Changes in Society: Crime and Criminal Jus-*

*tice in Europe, Volume I: Crime and Insecurity in the City*, The Hague: Kluwer Law International. 1995, 285-309.

Weitekamp, E.G.M., "Restorative Justice: Towards a Victim Oriented System," *European Journal on Criminal Policy and Research*, Volume 1, No.1, 1993, pp.70-93.

Weitekamp, E.G.M., "Recent Developments on Restitution and Victim-Offender Reconciliation in the USA and Canada: An Assessment," in G. Kaiser, H. Kury, H.-J. Albrecht (eds.), *Victims and Criminal Justice*. Freiburg i.Br: Max-Planck-Institute für ausländisches und internationales Strafrecht, 1991, pp.423-456.

Weitekamp, E.G.M., *Restitution: A New Paradigm of Criminal Justice or a New Way to Widen the Net of Social Control?* Ann Arbor: University Microfilms, 1989.

Weitekamp, E.G.M., und S.M. Herberger, "Amerikanische Strafrechtspolitik auf dem Wege in die Katastrophe: Von selektiver Inhaftierung, der Implementierung fixierter Strafen, dem Ausbau der Gefängnisse, dem Start eines Drogenkrieges, der Ausweitung der Todesstrafe und der Verabschiedung des Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994," *Neue Kriminalpolitik*, 1995, 7 Jahrgang, Heft 2, S.16-22.

Weitekamp, E.G.M., and S. Tränkle, "Die Entwicklung des Täter-Opfer-Ausgleichs in der Bundesrepublik Deutschland: Neueste Ergebnisse und Befunde," in Friedrich Ebert Stiftung Landesbüro Brandenburg (ed.), *Der Täter-Opfer Ausgleich: Moderner Beitrag zur Konfliktregelung und zur Sicherung sozialen Friedens*, Potsdam, 1998, s.9-33.

Weitekamp, E.G.M., H.-J. Kerner, U. Meier, "Problem Solving Policing: Views of Citizens and Citizens Expectations," in P.-O. Wikstrom, L. Sherman, W. Skogan (ed.), *Proceedings of the International Conference and Workshop on Problem Solving Policing as Crime Prevention*, Stockholm, Sweden, September 1996 (forthcoming).



Wilson, W.J., *When Work Disappears: The World of the New Urban Poor*, New York: Vintage Books, 1996.  
Zehr, H., *Changing Lenses*, Scottsdale: Herald Press, 1990.

訳者あとがき

本稿は、二〇〇〇年一〇月一日から四日にドイツのチュービンゲン大学で開催された第四回修復的司法国際会議 (Fourth International Conference on Restorative Justice for Juveniles) における総括報告 (Restorative Justice: Where we are and where might we go?) を訳出したものである。著者のヴァイテクンプ (Elmer G.M. Weitekamp) 教授博士は、チュービンゲン大学犯罪学研究所員で、犯罪学・被害者学の研究者として世界的に高名であるが、とりわけ被害者学の分野において国際的に積極的な活動をしている。諸般の事情で残念ながら同会議には参加できなかったが、後に書状にて報告原稿を翻訳したい旨の申し出をしたところ、御快諾いただきここに訳出する次第である。

その後、二〇〇一年六月にドイツのグライフスヴァルトで開催された国際少年犯罪学研究学会 (L' Association Internationale pour la Recherche en Criminologie Juvenile/International Association for Research into Juvenile Criminology) 主催の国際会議 (Violence juvénile: nouvelles formes et stratégies locales — Experience à l'Est et à l'Ouest/Youth violence: new patterns and local responses — Experiences in East and West) でお会いし話をする機会を得ることができた。とても親しみを感じ、かつ、寛大な人柄がにじみ出ている印象を受けた。

なお、翻訳の申し出に御快諾いただいたヴァイテクンプ教授博士に謝意を表したい。

(たけむら のりよし・本学法学部助教授)